

お客さま各位



「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

平素は当金庫をお引き立て賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、2021年6月1日以降に開設された普通預金口座等を対象に、未利用口座管理手数料を適用させていただいておりますが、長期間ご利用のない口座の利用促進ならびに不正利用による被害防止の観点から、2024年4月1日より、本手数料を2021年5月31日以前に開設された口座を含む、すべての口座に適用させていただきます。

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日 2024年4月1日（月）

2. 変更内容

未利用口座管理手数料の対象となる口座

現在	変更後
2021年6月1日以降に開設された普通預金口座、貯蓄預金口座、総合口座、無利息型普通預金口座、通帳レス口座が対象。	すべての普通預金口座、貯蓄預金口座、総合口座、無利息型普通預金口座、通帳レス口座が対象。 ※2021年5月31日以前に開設された口座も対象となります。

最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない預金口座

（当該口座お利息の元本への組入れおよび、未利用口座管理手数料の引落しは除きます）

※紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

3. 対象外となる場合

- 当該口座の残高が1万円以上ある場合。
- 同一支店で、他の預り金融資産（定期性預金、保険、国債等）がある場合。
- 同一支店で、お借入がある場合。なお、お借入残高にかかわらず、カードローン契約がある場合も対象外となります。

4. 手数料金額 年間1,320円（消費税込）

5. 未利用口座に対する取扱

- ・未利用口座となった場合、事前に文書にてお客さまのお届け住所にご案内いたします。
- ・事前通知後、一定期間（約3ヶ月）を経過してもご利用もしくはご解約がない場合、当該口座から本手数料を引き落としさせていただきます。
- ・残高不足により本手数料の引落としができなかった場合、残高全額を引落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。
- ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および自動的に解約となった口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

6. 普通預金、貯蓄預金、総合口座共通規定の改正

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更に伴い、普通預金、貯蓄預金、総合口座共通規定を改定いたします。

○普通預金、貯蓄預金、総合口座共通規定 新旧対照表 <13条抜粋>

旧	新
<p>13. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>2021年6月1日以降に開設した</u>普通預金口座（無利息型を含みます）ならびに貯蓄預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻がない場合には、未利用口座となります。ただし、<u>2021年6月1日以降に開設した</u>普通預金口座ならびに貯蓄預金のうち次の各号に掲げるものは未利用口座とならないものとします。</p> <p>①この預金口座の残高が1万円以上ある場合</p> <p>②この預金口座と同一店舗において定期性預金、国債、保険等のお取引がある場合</p> <p>③この預金口座と同一店舗において借入残高が1円以上ある場合（カードローン契約があるときは、借入残高がない場合もむ。）</p> <p>※(2)～(6)は変更ございません。</p>	<p>13. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>(削除)</u>普通預金口座（無利息型を含みます）ならびに貯蓄預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>ただし、<u>(削除)</u>普通預金口座ならびに貯蓄預金のうち次の各号に掲げるものは未利用口座とならないものとします。</p> <p>①この預金口座の残高が1万円以上ある場合</p> <p>②この預金口座と同一店舗において定期性預金、国債、保険等のお取引がある場合</p> <p>③この預金口座と同一店舗において借入残高が1円以上ある場合（カードローン契約があるときは、借入残高がない場合もむ。）</p> <p>※(2)～(6)は変更ございません。</p>

【お客さまへお願い】

今後ご利用予定のない口座につきましては不正利用防止のためご解約をお勧めします。

本件に関するお問い合わせ等につきましては、当金庫各店までご連絡ください。

以上